

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2000-191800(P2000-191800A)
 【公開日】平成12年7月11日(2000.7.11)
 【出願番号】特願平11-180391
 【国際特許分類第7版】

C 0 8 J 5/14
 F 1 6 D 69/02
 // C 0 8 K 3/24
 C 0 8 L 27/12

【F I】

C 0 8 J 5/14 C E W
 F 1 6 D 69/02 C
 C 0 8 K 3/24
 C 0 8 L 27/12

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月21日(2005.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

(試験方法)

新品ロータ及び上記試料の摩擦パッドを用いたディスクブレーキを取付けた車両を1 km毎の走行後に初速50 km/hでブレーキをかけて停車させ、200 km走行により摩擦パッドとロータとの十分な摺り合わせが得られた後に、次の試験を行った。

(1) 吸湿時試験

車両を20の室温、湿度95%(クリープ音の出やすい湿度)の環境室に12時間放置して、20 km/hの速度で0.2 Gの減速度の制動を行い、クリープ音の発生について、官能試験を行った。

(2) 水濡れ時試験

ロータと摩擦パッドに、ホースで毎分10リットルの水を左右輪にそれぞれ1分ずつ、計2回かけ、そして、20 km/hの速度で0.2 Gの減速度の制動を行い、クリープ音の発生について、官能試験を行った。

(試験結果)

試験結果を第1表に示す。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

・第1表の横欄はモリブデン酸ナトリウム、縦欄は四フッ化エチレンポリマーの添加量(重量部)

・第1表において、例えば「中/小」は、吸湿時のクリープ音レベルが中であり、水濡れ時のクリープ音レベルが小であることを示す。

・第1表の結果は、10回の試験結果のうちの最大の音の大きさを示す。

なお、吸湿時は「微少」以下が、また水濡れ時は「小」以下が合格レベルである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

上記の実施例においては、従来の方法にて製作したが、フッ素系ポリマー粉末等を配合して、加熱加圧成形した後に、アルカリ金属塩粉末を溶かした水溶液を摩擦パッドに含浸させてもよい。この場合には先の例よりもより均一にアルカリ金属塩を分散させることができる。

実施例13～16

実施例1又は実施例5の四フッ化エチレンポリマーの代わりにテトラフルオロエチレン-ヘキサフルオロプロピレン共重合体(FEP)もしくはポリビニリデンフロライド(PVd)をそれぞれ0.5重量部又は1.3重量部を配合して、同様に摩擦パッドを製作した。これらの摩擦パッドについて同様に試験したところ、第1表の実施例1又は実施例5に示すのと同じ結果が得られた。